

【当院に通院している患者さまへ】厚生労働大臣が定める掲示事項について

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

医療 DX 推進体制整備加算に関する掲示

医療 DX を推進すべく、当院ではすでにオンライン資格確認に対応しており、今後は電子処方、薬剤重複、薬剤副作用情報、特定健康診断結果情報の共有などを進めます。

一般名処方加算についての掲示

当院では、後発医療品があるお薬については、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。医薬品供給状況により長期収載品の処方等を行う場合もあります。

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行についての掲示

当院では、領収書の発行の際に、原則として個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しています。発行を希望されない方は、受付スタッフまでお申し出ください。

医療情報取得加算に関する掲示

当院は、薬剤情報・特定検診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行い、質の高い医療の提供に努めております。

コンタクトレンズ検査料に係る掲示

当院は「コンタクトレンズ検査料 1」の施設基準に適合している旨、届出を行っています。コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療にかかる費用は次のとおりです。

〈初診料〉 291 点

〈再診料〉 75 点

〈コンタクトレンズ検査料 1〉 200 点

コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により異なった診療費用を算定する場合があります。

診療医師名：白木京子

眼科診療経験年数：10 年以上